

議員提出議案第 8 号

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

提出者 豊島区議会議員

藤 澤 愛 子	磯 一 昭
竹 下 ひろみ	池 田 裕 一
松 下 創一郎	有 里 真 穂
井 上 幸 一	

豊島区議会議長 芳 賀 竜 朗 様

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年豊島区条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「8 9 万 4, 0 0 0 円」を「9 0 万 1, 1 0 0 円」に、「7 8 万 5 0 0 円」を「7 8 万 6, 7 0 0 円」に、「6 4 万 4, 2 0 0 円」を「6 4 万 9, 3 0 0 円」に、「6 2 万 3, 0 0 0 円」を「6 2 万 7, 9 0 0 円」に、「6 0 万 3, 9 0 0 円」を「6 0 万 8, 7 0 0 円」に改める。

第 8 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 9 2. 5」を「1 0 0 分の 2 0 2. 5」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

（説 明）

区議会議員の議員報酬月額及び期末手当の支給月数を改めるため、本案を提出いたします。